

昭和四十二年運輸省令第八十六号

土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法施行規則
百三十一号)第三条第一項から第三項まで及び第四条並びに土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法施行令(昭和四十二年政令第三百六十三号)第五条の規定に基づき、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法施行規則を次のように定める。

(大型自動車)

第一条 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和四十二年法律第百三十一号。以下「法」という。)第二条第一項の国土交通省令で定める自動車は、道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第三条に規定する大型自動車及び中型自動車(車両総重量が八千キログラム以上のもの及び最大積載量が五千キログラム以上のものに限る。)とする。

(使用の届出)

第二条 法第三条第一項の規定により土砂等運搬大型自動車の使用の届出をしようとする者は、

は、土砂等運搬大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和四十二年法律第百三十一号。以下「法」という。)第二条第一項の国土交通省令で定める自動車は、道路

交通法(昭和三十五年法律第百五号)第三条に規定する大型自動車及び中型自動車(車両総重量

が八千キログラム以上のもの及び最大積載量が五千キログラム以上のものに限る。)とする。

(使用の届出)

第一条の二 法第三条第一項の規定により土砂等運搬大型自動車の使用の届出をしようとする者は、

は、土砂等運搬大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和四十二年法律第百三十一号。以下「法」という。)第二条第一項の国土交通省令で定める自動車は、道路

交通法(昭和三十五年法律第百五号)第三条に規定する大型自動車及び中型自動車(車両総重量

が八千キログラム以上のもの及び最大積載量が五千キログラム以上のものに限る。)とする。

(使用の届出)

第二条 法第三条第三項の規定により届出事項の変更の届出をしようとする者は、届出事項変更届

出書(第一号様式)を当該大型自動車が現に受けている表示番号の指定をした運輸監理部長又は

運輸支局長(以下「甲運輸監理部長又は運輸支局長」という。)に提出しなければならない。

(表示番号の指定等)

第三条 法第三条第一項の規定により表示番号の指定の申請をしようとする者は、表示番号指定申請書(第一号様式)を所轄運輸監理部長又は運輸支局長に提出しなければならない。

請書(第一号様式)を所轄運輸監理部長又は運輸支局長に提出しなければならない。

法第三条第三項の規定により表示番号の指定の申請をしようとする者は、表示番号指定申請書(第一号様式)を所轄運輸監理部長又は運輸支局長に提出しなければならない。

を甲運輸監理部長又は運輸支局長に提出しなければならない。

前二項の表示番号指定申請書には、当該大型自動車の自動車検査証(道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第六十条第一項の自動車検査証をいう。以下同じ。)を添付しなければならない。ただし、法第三条第三項の規定により表示番号の指定の申請をする場合において、

当該申請に係る届出事項の変更が次に掲げる変更以外の変更である場合は、この限りでない。

一 当該大型自動車の使用の本拠の位置の甲運輸監理部長又は運輸支局長の管轄区域内から他の

運輸監理部長又は運輸支局長(以下「乙運輸監理部長又は運輸支局長」という。)の管轄区域

内への変更

二 経営する事業の種類の変更

三 甲運輸監理部長又は運輸支局長は、法第三条第三項の規定による申請(前項第一号に掲げる変

更に係るものに限る。)を受理したときは、当該申請書を乙運輸監理部長又は運輸支局長に送付

しなければならない。

四 乙運輸監理部長又は運輸支局長は、前項の送付を受けた場合において、当該大型自動車の使用

者が乙運輸監理部長又は運輸支局長の交付する当該大型自動車の自動車検査証を提示したとき

は、表示番号を指定しなければならない。

第四条 法第三条第三項の規定により届出事項の変更が前条第三項各号に掲げる変更以外

しなければならない。

5 乙運輸監理部長又は運輸支局長は、前項の送付を受けた場合において、当該大型自動車の使用

者が乙運輸監理部長又は運輸支局長の交付する当該大型自動車の自動車検査証を提示したとき

は、表示番号を指定しなければならない。

第五条 法第三条第二項の規定により表示番号の指定の申請をしようとする者は、当該大型自動車

の自動車検査証を添付した表示番号指定申請書を所轄運輸監理部長又は運輸支局長に提出しなければならない。

2 前項の表示番号の指定を受けた者は、同項の表示番号指定申請書の記載事項に変更があつた場合、申請事項変更届出書(第一号様式)を甲運輸監理部長又は運輸支局長に提出しなければならぬ。

3 甲運輸監理部長又は運輸支局長は、前項の変更が第三条第三項第一号に該当する場合は、当該届出書を乙運輸監理部長又は運輸支局長に送付しなければならない。

4 乙運輸監理部長又は運輸支局長は、前項の変更が第三条第三項第一号に該当する場合は、当該届出書を乙運輸監理部長又は運輸支局長に送付する。当該大型自動車の自動車検査登録事務所の管轄区域に属する場合には、当該自動車検査登録事務所を表示する文字(別表第二)

は、表示番号を変更して指定することができる。

(表示番号の表示)

表第一の例により、荷台の両側面及び後面に表示しなければならない。

一 大型自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部又は運輸支局(使用の本拠の位置が自

然とされる文字(別表第二)

第六条 表示番号は、次に掲げる文字及び記号をその順序により組み合わせて定めるものとし、別

表第一の例により、荷台の両側面及び後面に表示しなければならない。

(使用廃止の届出)

第七条 法第五条の規定により使用廃止の届出をしようとする者は、当該大型自動車の自動車検査

証を添付した土砂等運搬大型自動車使用廃止届出書(第二号様式)を所轄運輸監理部長又は運輸

支局長に提出しなければならない。

附 則

この省令は、昭和四十三年二月一日から施行する。

附 則 (昭和四五年五月二十八日運輸省令第四〇号)

この省令は、昭和四十五年六月一日から施行する。

附 則 (昭和四七年五月一三日運輸省令第三二号)

この省令は、昭和四十七年五月十五日から施行する。

附 則 (昭和四九年九月一〇日運輸省令第三八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五〇年三月一三日運輸省令第六号)

この省令は、昭和五十年三月二十日から施行する。

附 則 (昭和五一年五月七日運輸省令第一一号)

この省令は、昭和五一年五月九日から施行する。

附 則 (昭和五三年二月一七日運輸省令第八号)

この省令は、昭和五三年二月二十日から施行する。

附 則 (昭和五三年四月一三日運輸省令第一九号)

この省令は、昭和五十三年四月十七日から施行する。

附 則 (昭和五四年二月二二日運輸省令第五号)

この省令中、福岡県陸運事務所に係る部分及び第三条の改正規定中

てその使用の本拠の位置が野田自動車検査登録事務所の管轄区域に属するものに対する表示番号については、なお従前の例による。

附 則 (平成九年一二月一五日運輸省令第八一號) 抄

1 この省令は、平成十年一月一日から施行する。

附 則 (平成一二年八月二六日運輸省令第三八號) 抄

1 この省令は、平成十一年九月一日から施行する。ただし、第二条から第四条までの規定は、同年十一月十五日から施行する。

7 この省令の施行後平成十一年十一月十四日までの間に土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の規定による表示番号の指定を受ける土砂等運搬大型自動車であつてその使用的本拠の位置が佐野自動車検査登録事務所の管轄区域に属するものに対する表示番号については、なお従前の例による。

附 則 (平成一二年一一月二九日運輸省令第三九號) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成一四年六月二八日運輸省令第七九號) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、平成十四年七月一日から施行する。

附 則 (平成一八年三月三一日国土交通省令第三〇號) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年六月一日国土交通省令第六三號) 抄

この省令は、道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行の日(平成十九年六月一日)から施行する。ただし、第三号様式表面の改正規定は、平成十九年十月一日から施行する。

附 則 (平成二六年九月三〇日国土交通省令第七五號) 抄
(施行期日)
1 この省令は、平成二十六年十月一日から施行する。

附 則 (平成二六年一〇月一七日国土交通省令第八三號) 抄
(施行期日)
1 この省令は、平成二十六年十一月十七日から施行する。

附 則 (令和元年六月二八日国土交通省令第二〇號) 抄

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附 則 (令和六年三月二九日国土交通省令第一六號) 抄
(施行期日)
1 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

別表第一 (第六条関係)

別表第二 (第六条関係)	備考
札幌運輸支局	表示方法は、ベンキ等により左横書きとし、文字、記号及び数字は黒色とし、地を白色とする。
函館運輸支局	
旭川運輸支局	
室蘭運輸支局	
釧路運輸支局	
帯広運輸支局	
北見運輸支局	
青森運輸支局	
八戸自動車検査登録事務所	
岩手運輸支局	
宮城運輸支局	
秋田運輸支局	
山形運輸支局	
庄内自動車検査登録事務所	
福島運輸支局	
いわき自動車検査登録事務所	
茨城運輸支局	
土浦自動車検査登録事務所	
福島	
秋田	
山形	
庄内	
大宮	
水戸	
土浦	
宇都	
佐野	
群馬	
千葉	
習志野自動車検査登録事務所	
練馬自動車検査登録事務所	
袖ヶ浦自動車検査登録事務所	
野田自動車検査登録事務所	
春日部自動車検査登録事務所	
千葉運輸支局	
東京運輸支局	
練馬自動車検査登録事務所	
足立自動車検査登録事務所	
八王子自動車検査登録事務所	
多摩自動車検査登録事務所	
湘南自動車検査登録事務所	
川崎自動車検査登録事務所	
神奈川運輸支局	
相模自動車検査登録事務所	
山梨運輸支局	
新潟運輸支局	

表示する文字

長岡自動車検査登録事務所	宮崎運輸支局	宮崎
富山運輸支局	鹿児島運輸支局	鹿児
石川運輸支局	奄美自動車検査登録事務所	奄美
長野運輸支局	沖縄総合事務局陸運事務所、宮古運輸事務所及び八重山運輸事務所	沖縄
松本自動車検査登録事務所	福井運輸支局	福井
福井運輸支局	岐阜運輸支局	岐阜
岐阜運輸支局	飛騨自動車検査登録事務所	飛騨
長野運輸支局	静岡運輸支局	静岡
浜松自動車検査登録事務所	沼津自動車検査登録事務所	沼津
愛知運輸支局	豊橋自動車検査登録事務所	豊橋
豊橋自動車検査登録事務所	西三河自動車検査登録事務所	西三
西三河自動車検査登録事務所	小牧自動車検査登録事務所	小牧
小牧自動車検査登録事務所	三重運輸支局	三重
三重運輸支局	滋賀運輸支局	滋賀
滋賀運輸支局	京都運輸支局	京都
京都運輸支局	大阪運輸支局	大阪
大阪運輸支局	なにわ自動車検査登録事務所	なに
なにわ自動車検査登録事務所	奈良運輸支局	奈良
奈良運輸支局	和歌山運輸支局	和歌
和歌山運輸支局	鳥取運輸支局	鳥取
鳥取運輸支局	島根運輸支局	島根
島根運輸支局	岡山運輸支局	岡山
岡山運輸支局	広島運輸支局	広島
広島運輸支局	福山自動車検査登録事務所	福山
福山自動車検査登録事務所	山口運輸支局	山口
山口運輸支局	徳島運輸支局	徳島
徳島運輸支局	香川運輸支局	香川
香川運輸支局	愛媛運輸支局	愛媛
愛媛運輸支局	高知運輸支局	高知
高知運輸支局	佐賀運輸支局	佐賀
佐賀運輸支局	佐世保自動車検査登録事務所	佐世
佐世保自動車検査登録事務所	長崎運輸支局及び巖原自動車検査登録事務所	長崎
長崎運輸支局及び巖原自動車検査登録事務所	筑豊自動車検査登録事務所	筑豊
筑豊自動車検査登録事務所	久留米自動車検査登録事務所	久留
久留米自動車検査登録事務所	北九州自動車検査登録事務所	北九
北九州自動車検査登録事務所	福岡運輸支局	福岡
福岡運輸支局	佐賀運輸支局	佐賀
佐賀運輸支局	熊本運輸支局	熊本
熊本運輸支局	大分運輸支局	大分

別表第三（第六条関係）	経営する事業の種類		表示する文字及び記号	経営する事業の種類	表示する文字及び記号
	自動車運送事業	(（營）)		砂利販売業	(（販）)
砂利採取業	((砂))	(（碎）)	(（碎）)	(（他）)	(（他）)
碎石業					

第一号様式（第一条、第二条、第三条、第五条関係）（昭49運令38・昭50運令5・平6
運令12・平9運令61・平12運令38・平14運令79・令元運令20・一部改正）

土砂等運搬大型自動車使用届出書(申) 届出事項変更届出書(申) 表示番号指定申請書(申) 申請事項変更届出書(申) 運輸監理部長又は運輸支局長殿							
短 辺	中請(届出)年月日	ふりがな		ふりがな			
	使用者の氏名又は名称		代表者の氏名				
使用者の住所							
経 営 する 事 業	種類	自動車運送事業・採石業・砕石業・砂利採取業・砂利販売業・建設業・その他()					
	資本金	円	運搬する	種類	年間予定数量	種類	年間予定数量
従業員数 (うち運転者数)(人)		人	主要貨物				
自動車の車庫又は常駐場所の位置					活	動	地 域
					運転者を雇用する場合	自ら運転者である場合	
運転者の勤務時間							
運転者の乗務時間							
運転者の乗務距離							

長 辺 (日本産業規格 A列4番)

短 辺	表示番号	土砂等運搬大型自動車使用届出書(申) 届出事項変更届出書(申) 表示番号指定申請書(申) 中請事項変更届出書(申) 運輸監理部長又は運輸支局長殿				
	申請(届出)年月日 ふりがな					
使用者の氏名又は名称						
記 入 欄	自動車登録番号	車名	型式	初度登録年	最大積載量	車両総重量
	所有者	氏名又は名称			使用の本拠の位置	
使 用 の 権 原						

長 辺 (日本産業規格 A列5番)

- 注 (1) 届出書又は申請書の名称のうち不要の文字を消除すること。
 (2) 土砂等運搬大型自動車使用届出書(申)は(1)のいずれか一方の記載事項の変更のみを記入する場合には、届出事項変更届出書(申)又は(2)のいずれか一方の提出で足りる。中請事項変更の届出をする場合も、同様とする。
 (3) (2)紙は、一大型自動車につき一葉とすること。
 (4) 代表者の氏名の欄は、届出(中請)者が法人である場合に限り記入すること。
 (5) 経営する事業の種類の欄は、該当事業を「○」で囲むこと。この場合において「その他」にあつては、事業の種類を()内に記入すること。
 (6) 活動地域の欄は、当該大型自動車が土砂等を運搬する範囲を都府県単位(北海道にあつては、支庁単位)で記入すること。
 (7) 自動車運送事業者は、印紙においては、「申請(届出)年月日」、「使用者の氏名又は名称及び住所」及び「経営する事業の種類」の欄に記入すれば足りる。
 (8) 所有者の欄及び使用の権原の欄は、所有者と使用者が異なる場合に限り記入すること。
 (9) ※印の欄は、記入しないこと。

第二号様式(第七条懸念) (昭文第38・昭文第5・平3月令3・平3月令3・平3月令3・平3月令3・平3月令3・平3月令3・平3月令3・平3月令3)

届出年月日		ふ り か な	
氏名又は名稱			
住所			
表示番号		自動車登録番号	

短

使用停止の理由
 1. 譲渡
 譲受人の氏名又は名稱及び住所()
 2. 賃貸
 借受人の氏名又は名稱及び住所()
 3. 廉車
 4. 用途変更
 5. その他(具体的な理由を明記のこと。)

長 (日本産業規格A4判4面)
 注 使用停止の理由の欄は、該当する事項の番号を「□」で囲み、かつ、必要事項を()に記載すること。